

# はじめよう！エコ暮らし

## 第3回 ごみを減らす取組「3R」



3Rという言葉聞いたことはありますか？3Rとは、ごみを減らすための取組を表しており、Reduce（リデュース）、Reuse（リユース）、Recycle（リサイクル）の3つのRの総称です。

◇ Reduce（リデュース）……物を大切に使い、ごみを減らすことです。

- ・必要ない物は買わない、もらわない。
- ・買い物にはマイバッグを持参する。

◇ Reuse（リユース）……使えるものを繰り返し使うことです。

- ・詰め替え用の製品を選ぶ。
- ・いらなくなった物を譲り合う。

◇ Recycle（リサイクル）……ごみを資源として再び利用することです。

- ・ごみを正しく分別する。
- ・リサイクル製品を積極的に利用する。

最近では、3Rに加えて、再生可能という意味のRenewable（リニューアブル）も出てきています。

ごみを減らしたり、マイバッグを持ったりすることは、環境保護に貢献できる、身近な取組の一つです。自分にできることから取り組んでみましょう。



日程	時間	場所	主な内容
① 12月5日㊄	10時～12時	龍神市民センター	オンライン診療・オンライン会議の利用方法
② 12月17日㊄	10時～16時	情報交流センター Big・U	マイナンバーカード申請方法 e-Taxの利用方法
③ 12月23日㊄	11時30分～16時	情報交流センター Big・U	オンライン診療利用方法 健康保険証利用登録

スマホの基本的な使い方について、初心者でも安心して学べる講習会を開催します。

### スマホの基本的な使い方を学びませんか



https://logofom.jp/f/vf7p

所の提供を行っています。今回は、その指導方法を学ぶ講座を開催します。

令和6年1月15日、22日、29日、2月5日、19日、26日（全㊄）

◇初心者向け 10時～12時（受付9時45分）

◇経験者向け 13時30分～15時30分（受付13時15分）

場市民総合センター4階「会議室」

■講師 谷山 徹さん（奈良大学非常勤講師）

定各20名「先着」

場筆記用具

日 12月20日㊄～令和6年1月9日㊄に、左記へ電話又は申込みフォームからお申し込みください。

場田辺市国際交流センター（市民総合センター3階生涯学習課内）

☎ 0739（33）9019

### 自然観察教室の参加者を募集します

【冬の星座】

日 12月16日㊄

※荒天の場合は12月17日㊄に延期

場 19時～20時30分

場 筆記用具、望遠鏡・双眼鏡があればお持ちください。

【七草粥を作ろう】

日 令和6年1月7日㊄

場 9時30分～12時

場 採集用具・ビニール袋・食器・箸・長靴・手袋

【共通事項】

場 集まるさと自然公園センター

■講師 集まるさと自然公園センター 専門員ほか

場 小学生・中学生・高校生・一般（小学生は保護者同伴）

場 前日までに、はがき又は電話・FAX・メールで住所・氏名・年齢・電話番号をご連絡ください。

場 集まるさと自然公園センター

〒646-0051

稲成町 1629

☎ 0739（25）7252

✉ hikiwa@mb.aikis.or.jp

### 新春吉例「十二支考」輪読を開催します

日 12月9日㊄～令和6年2月11日㊄

場 10時～17時（最終入館16時30分）

場 南方熊楠顕彰館

場 年末から年始にかけての恒例企画として、南方熊楠の著作「十二支考」の中からその年の干支に関する展示を行います。今回は令和6年の干支である「辰」にちなみ、熊楠の竜に関する論考を検証するほか、竜に関する資料を展示します。

場 南方熊楠顕彰館

☎ 0739（26）9909



### 日本語指導法学習講座の参加者を募集します

田辺市国際交流センターでは、日本語を学びたい外国人と日本語学習の指導をするボランティアのマッチングを行い、学習機会と場

### 12月の納税等

- 固定資産税・都市計画税…第3期分
  - 市県民税年金特別徴収…12月徴収分、給与特別徴収…11月徴収分
  - 国民健康保険税 普通徴収…第6期分、特別徴収…12月徴収分
  - 介護保険料 普通徴収…第6期分、特別徴収…12月徴収分
  - 後期高齢者医療保険料 普通徴収…第6期分、特別徴収…12月徴収分
- ※納期限後の納付は、督促手数料及び延滞金を加算する場合があります。

### 市の人口 令和5年10月末現在

人口	男	32,240人	(-43)
	女	36,377人	(-21)
	計	68,617人	(-64)
世帯数		34,893世帯	(+14)
		※（ ）内は前月比	
10月の出生	男	7人	女 23人

### 学校給食用物資の納入業者追加登録を受け付けます

市立城山台学校給食センターへの学校給食用物資の納入について、見積り合わせ等を依頼する登録業者を募集します。

※既に納入業者登録をされていて、納入物資の種目の追加又は変更を希望される方は、別に変更届の提出をお願いします。

■登録の有効期間 令和6年4月～令和7年3月

■納入物資 肉・青果物・魚介・冷凍食品・調味料・乾物・精米他

場 申請用紙等の交付、受付を12月11日㊄～27日㊄の9時～16時30分（㊄を除く）に左記で行います。

場 申請資格等、詳しくは左記へお問い合わせください。

場 市立城山台学校給食センター（城山台3-1）

☎ 0739（24）1406

場 090（9097）0325

◇ ②・③ NPO法人和歌山IT教育機構

☎ 0739（26）4163

場 https://www.wite.jp/dejikatsum/

田辺スポーツパーク宿泊施設の食堂の出店者を募集します

宿泊者への夕食及び朝食の提供
期間 令和6年4月1日～令和11年3月31日
募集要項をご確認の上、現地説明会に参加いただき、出店申込みをしてください。募集要項は12月8日(金)～19日(火)に配布します。

【現地説明会】

12月20日(水)、21日(木)
13時30分～
場田辺スポーツパーク宿泊施設食堂前

12月19日(火)までに左記へお申し込みください。

※応募資格など、詳しくは募集要項又はホームページをご覧ください。

田辺スポーツ振興課市民スポーツ係

0739(25)2531

https://www.city.tanabe.lg.jp/sports/index.html



遺児に関する各種制度についてお知らせします

【田辺市遺児奨学金制度】

函小・中・高校生で両親がいない又はこれに準ずる状態にある遺児

■奨学金の額(月額)

◇小学生 4000円

◇中学生 6000円

◇高校生 8000円

【田辺市交通遺児手当制度】

交通事故により、父や母を亡くされた高校生までの交通遺児

■支給額(年額) 3万円

【共通事項】

保護者による申請手続が必要です。所得等一定の要件がありますので、左記へお問い合わせください。
園子育て推進課(子ども家庭係)(市民総合センター1階)
0739(26)4927

後期高齢者医療制度の健康診査は受けられましたか

まだ健康診査を受けていない方はこの機会にご自身の健康状態をチェックしましょう。

函 函 函 函 函
◇ 函 函 函 函 函
◇ 函 函 函 函 函
◇ 函 函 函 函 函
◇ 函 函 函 函 函
◇ 函 函 函 函 函

田辺市スポーツ賞の候補者をご推薦ください

本賞は、市のスポーツ振興に貢献し、功績が著しく、また、各種スポーツ競技で優秀な成績を収められた個人や団体に贈られます。候補者の推薦は、各種団体等の代表者から所定の調書で持参又はFAX、メールで提出してください。調書は左記で配布するほか、ホームページからも取得できます。
函 函 函 函 函
函 函 函 函 函
函 函 函 函 函

■対象期間

令和5年1月1日～令和5年12月31日(期間内開催大会での成績)

■推薦期日

令和6年1月5日(金)

田辺市スポーツ賞選考委員会事務局(スポーツ振興課内)

0739(25)2531

0739(25)0387

sports@city.tanabe.lg.jp

https://www.city.tanabe.lg.jp/sports/sports-awards.html

https://www.city.tanabe.lg.jp/sports/sports-awards.html

令和6年度(公財)小山市英会奨学生を募集します

奨学金の区分 給付(返還不要)
函 函 函 函 函
函 函 函 函 函
函 函 函 函 函

※通信教育、専攻科、別科、大学院及び各種専修学校を除く。(所得要件あり)

12月4日(月)～令和6年1月11日(木)に、在学中又は卒業した学校で

手続をしてください。詳しくはホームページをご覧ください。

左記又は各教育事務所へお問い合わせください。

奨学金(月額)

◇大学 2万5000円

◇短大等 1万3000円

◇高校、高専 8000円(高専4～5年生は1万3000円)

■採用人数

①大学・短大等、②高校・高専で各5～10人程度

函 函 函 函 函
函 函 函 函 函
函 函 函 函 函

田辺市教育総務課庶務係(市民総合センター3階)

0739(26)9941

https://www.city.tanabe.lg.jp/kyouiku/syougakukin.html

https://www.city.tanabe.lg.jp/kyouiku/syougakukin.html

切手を貼った返信用封筒を同封の上、お申し込みください。

要項はホームページにも掲載しています。

函 函 函 函 函
函 函 函 函 函
函 函 函 函 函

田辺市都市計画課(本庁舎3階)

〒646-8545 新屋敷町1

0739(26)9964

https://www.city.tanabe.lg.jp/keiyaku/index.html

https://www.city.tanabe.lg.jp/keiyaku/index.html

都市計画の案の縦覧を行います

都市計画決定に向けた都市計画法第17条第1項の規定による縦覧を行います。

都市計画の案に対して、左記期間内に意見書を提出することができます。

12月4日(月)～18日(月)

縦覧に供する案の内容 田辺都市計画道路(目良線)の変更

縦覧の場所及び問合せ先

都市計画課計画整備係(本庁舎別館1階)

0739(26)9937

https://www.city.tanabe.lg.jp/keikaku/index.html

https://www.city.tanabe.lg.jp/keikaku/index.html

有料広告 広告主及び広告内容については、市が推奨等するものではありません。広告内容についてのお問合せは、直接広告主をお願いします。

有料広告

2 枠連結 (縦 46mm × 横 174mm)

有料広告 広告主及び広告内容については、市が推奨等するものではありません。広告内容についてのお問合せは、直接広告主をお願いします。

有料広告

2 枠連結 (縦 46mm × 横 174mm)

## 備えて安心! 防災コラム

第96回 津波情報について



10月5日や9日に発生した鳥島近海を震源とする地震により、規模が小さかったにも関わらず太平洋沿岸の一部地域に津波注意報が気象庁から発表されました。

和歌山県でも、この地震により、津波予報が発表されたことは記憶に新しいと思います。命を守るためにも津波情報について正しく理解しておくことが大切です。

### ■津波情報について

◇津波予報：0.2 m未満の場合

津波による災害が起こる恐れがない場合に発表。海での作業や釣り、海水浴などは十分注意が必要。

◇津波注意報：0.2 m以上、1 m以下の場合  
海の中にいる場合はただちに海から上がり、海岸から離れる。

◇津波警報：1 mを超え、3 m以下の場合  
標高の低いところでは津波による浸水被害が発生。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ。

◇大津波警報：3 mを超える場合  
木造家屋が全壊、流失するほどの巨大な津波。ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ。



▲メガホン

▲発電機

◇(一財)自治総合センター  
03(3504)0841

◇(一財)自治総合センター  
0739(26)9976

宝くじは広く社会に役立てられています

## 有料広告募集中!

広報紙・ホームページへ広告を載せてみませんか?

本紙(広報田辺)及び市のホームページに掲載する有料広告を募集しています。

本紙への掲載を希望される方は掲載を希望する月の2か月前の20日までに、ホームページへの掲載を希望される方は掲載を希望する月の前月までに、広告原稿を添えてお申し込みください。

詳しくは、企画広報課 広聴広報係(☎0739-26-9963)までお問い合わせください。

☐<http://www.city.tanabe.lg.jp/kikaku/koukou-kouhou.html>

### 個人住民税の特別徴収を実施します

#### 【個人住民税の特別徴収の実施】

##### ■特別徴収義務者とは

地方税法の定めにより、事業所が、所得税の源泉徴収義務者である場合は、個人住民税についても特別徴収(給与から天引き)の義務があります。

ただし、普通徴収とできる場合もありますので、左記へお問い合わせください。

##### ■特別徴収のメリット

■従業員  
あらかじめ給与から徴収されるため、わざわざ金融機関へ納税に出向く手間がかかりません。また、普通徴収が年4回払いであるのに対して、特別徴収は、年税額を月々12回に分けるため、1回あたりの納付額が少なくなります。

##### ◇事業所

特別徴収していただく税額は、市が計算し通知しますので、事業所が計算する必要はありません。詳しくはホームページをご覧ください。ただ、左記へお問い合わせください。

☎0739(26)9920  
☎0739(26)9920

☐ [https://www.city.tanabe.lg.jp/zeimu/shiminzei/tokuchou\\_q.html](https://www.city.tanabe.lg.jp/zeimu/shiminzei/tokuchou_q.html)

令和6年度(令和5年分)給与支払報告書の提出について

#### ■提出期限 令和6年1月31日

■提出先 令和6年1月1日現在における従業員の住所地の市区町村です。市の場合は、左記又は各行政局住民福祉課(23ページ参照)へお持ちいただくか、左記へ郵送してください。

なお、個人事業主が提出する場合は、事業主の個人番号と本人確認書類が必要です。詳しくは、ホームページをご覧ください。

☎0739(26)9920

☐ <https://www.city.tanabe.lg.jp/zeimu/shiminzei/kyuhouteishutu.html>

#### 自衛官を募集します

☎日本国籍を有し、自衛隊法第38条第1項の規定に該当しない方で、採用予定月の1日現在、18歳

以上33歳未満の方(32歳の方は、採用予定月の末日現在、33歳に達しない方)

#### 【採用説明等】

☎12月22日(金)まで(土・日・祝を除く)

☎13時~18時

☎実施日の前日までに、左記へご連絡ください。

☎田辺地域事務所

☎自衛隊田辺地域事務所

☎0739(24)6219

試験区分	受付期間	試験日時	試験会場
WEB 試験	令和6年1月11日(日)まで	令和6年1月14日(日)~17日(水)	自宅等
面接・身体検査		令和6年1月20日(土)8時~17時	自衛隊和歌山地方協力本部庁舎

【有料広告】 広告主及び広告内容については、市が推奨等するものではありません。広告内容についてのお問合せは、直接広告主をお願いします。

### 有料広告

1 枠単独 (縦 46mm × 横 85mm)

### 有料広告

1 枠単独 (縦 46mm × 横 85mm)

気温が氷点下になると、水道管内の水が凍結して、水が出なくなったり、水道管が破裂して漏水する場合があります。長時間水道を使用しないとき等は特にご注意ください。

**■凍結を防止するため**

- ◇水道管に保温材を巻き付け、直接外気に触れないようにする。
- ◇水道管内の水を排水できる場合は、あらかじめ排水しておく。
- ◇メーターボックス内にあるバルブを閉めておく。
- ◇凍結して水が出なくなったとき
- ◇自然に溶けるまで待つ。
- ◇凍結したところにタオルなどを巻き付け、その上からぬるま湯をゆっくりとかける。

※熱湯をかけると、水道管が破裂するおそれがあります。

**■水道管が破裂したとき**

メーターボックス内にあるバルブを閉めて水を止め、市が指定する給水装置工事業者に修理の依頼をしてください。詳しくは、左記へお問い合わせください。

☎水道部（市水道事業所）  
☎0739（24）7932

水道管の凍結に注意してください

**年末年始の閉庁について**

今年度の年末年始の閉庁は一部の業務を除き12月29日（金）～1月3日（水）です。

リチウムイオン電池は、スマホ、電子タバコ、モバイルバッテリーなどの様々な製品に使用されています。これらに過度な力が加わると発熱・発火する危険性がありますので、次の場合は使用しないでください。

- ◇充電できない
- ◇不意に電源が切れる
- ◇落とした衝撃で一部が変形している
- ◇充電中に以前より熱くなる
- ◇外装が膨張し、変形している

☎消防本部予防課  
☎0739（26）9954

リチウムイオン電池からの出火に注意

**年末・年始のごみの自己搬入についてお知らせします**

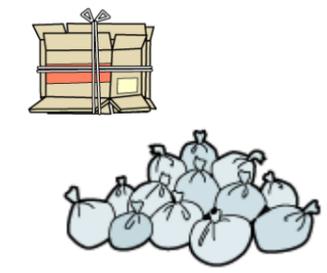
年末の掃除等は計画的に行い、できるだけ定期収集日のごみ出しをお願いします。

**■古紙ステーション・資源類回収ボックスについて**

本庁舎、市民総合センター、各行政局、連絡所等に設置している古紙ステーション・資源類回収ボックスでは、12月28日（水）～令和

6年1月3日（水）の搬入はできませんのでご注意ください。

☎0739（24）6218



市ごみ処理場の搬入日程	家庭ごみ及び事業系ごみ
12月23日（土）	搬入できません
12月24日（日）	9時30分～15時30分 （事業系ごみは搬入できません）
12月25日（月）～30日（土）	8時30分～16時
12月31日（日）～ 令和6年1月3日（水）	搬入できません

各行政局の搬入日程	家庭ごみ	事業系ごみ
12月23日（土）	搬入できません	搬入できません
12月24日（日）	9時～12時	
12月25日（月）～28日（木）	8時30分～16時	
12月29日（金）～ 令和6年1月3日（水）	搬入できません	

※令和6年1月4日（金）以降の搬入時間は、通常どおり8時30分～16時となります。  
※自己搬入については有料です。詳しくは、「ごみ収集カレンダー」をご参照ください。

**年末年始のし尿くみ取り・浄化槽の清掃はお早めに**

年末年始は、トイレ（し尿、浄化槽汚泥）のくみ取りが混み合いますので、計画的に市の許可を受けた清掃業者へ依頼してください。詳しくは、左記へお問い合わせください。

☎0739（24）6218

◇各行政局 住民福祉課  
☎23ページ参照

**12月28日（水）は夜間延長窓口を中止します**

市では、毎週（水）に夜間延長窓口を実施していますが、システムの関係により、12月28日（水）は夜間延長窓口を中止しますので、ご注意ください。

☎市民課窓口係（本庁舎2階）  
☎0739（26）9923

**主な電話番号等**

■田辺市役所 〒646-8545 新屋敷町1 ☎0739-22-5300（代） ☎0739-22-5310	■大塔行政局 〒646-1192 鮎川2567-1 ☎0739-48-0301（代） ☎0739-49-0359
■市民総合センター 〒646-0028 高雄一丁目23-1 ☎0739-26-4900（代） ☎0739-26-4914	■本宮行政局 〒647-1792 本宮町本宮219 ☎0735-42-0070（代） ☎0735-42-0239
■龍神行政局 〒645-0415 龍神村西376 ☎0739-78-0111（代） ☎0739-78-0116	■市水道事業所 〒646-0028 高雄三丁目18-1 ☎0739-24-0011（代） ☎0739-24-7910
■中辺路行政局 〒646-1492 中辺路町栗栖川396-1 ☎0739-64-0500（代） ☎0739-64-0966	■市ごみ処理場 〒646-0053 元町2291-6 ☎0739-24-6218（代） ☎0739-24-4068

**電話案内サービス**

■防災行政テレフォンガイド  
☎0120-963-910  
※防災行政無線の放送内容が確認できる電話案内サービスです。

■救急安心センター ☎#7119  
※つながりにくい場合は、市消防本部（☎0739-22-0119）へご連絡ください。

**休日急患診療**

☎田辺広域休日急患診療所（市民総合センター 玄関右側） ☎0739-26-4909

☎内科、小児科、歯科の応急診療

☎日時（水） 9時～11時30分、13時～16時  
（※小児科のみ、（土）18時～21時30分も診療を行っています。）

◇年末年始の診療 12/30（土）～1/3（水） 9時～11時30分、13時～17時（内科・小児科・歯科）

☎全国版救急受診ガイド（Q助）

**田辺市 友だち募集中です！**

**LINE 公式アカウント**

友だち登録はこちらから♪

★欲しい情報が自分で選べる！ ★LINEで気軽に相談！